

医療法人和楽会 心療内科・神経科 赤坂クリニックの体制について (令和8年6月1日)

■施設基準

精神保健指定医

精神科ショートケア(小規模なもの)

公認心理師による心理支援／児童思春期支援

■明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行します。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にその旨をお申し出ください。

■一般名処方加算

医薬品の供給状況等を踏まえつつ、後発医薬品があるお薬については一般名(成分名)で処方する場合があります。この対応により、供給不足の薬があっても有効成分が同じ複数の薬が選択できるため、薬を安定して受け取ることができます。

■電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たしております。

オンライン資格確認システム等により取得した診療情報・薬剤情報等を活用して診療を行う体制を整備し、マイナ保険証の利用促進等、医療DXを通じて質の高い医療の提供に取り組んでいます。電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施して参ります。

■医療従事者の処遇改善に関する取り組みについて

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ」を算定しております。本評価料は、医療現場で働くスタッフ(公認心理師・看護師・医療事務)の適切な処遇改善を行い、質の高い医療を安定して提供できる環境を整えることを目的としています。算定に伴い、患者さんにご負担いただく診療費が数十円程度変わります。何卒・ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

■文書料・証明書料について (以下の表記はすべて税込表示とする)

- ・ 診断書 3,300円
- ・ 英文診断書 8,800円
- ・ 自立支援医療診断書 4,400円

- ・ 障害者手帳診断書 5,500 円
- ・ 年金申請用診断書 13,200 円
- ・ 受診状況等証明書 6,600 円
- ・ 就職意見書 3,300 円
- ・ 保険会社書式診断書・意見書 本人負担 11,000 円 / 保険会社負担 27,500 円

■予約料(選定療養)について

当院は、患者様の待ち時間の短縮と円滑な診療提供のため予約制を導入しております。

<予約料の金額(税込)>

- ・ 通常診察(毎回): 1,100 円
- ・ 理事長による診察: 2,200 円 (初診から4回目以降)
- ・ おとなの発達専門外来(初診): 10,000 円
- ・ おとなの発達専門外来(再診): 1,100 円
- ・ こどものメンタルヘルス外来(初診): 5,500 円
- ・ こどものメンタルヘルス外来(再診): 2,200 円

※厚生労働省の定める選定療養に基づき、通常の診療費(保険適用の自己負担分)とは別に、全額自己負担として会計時にご請求いたします。

※予約料がかからない診療時間枠もございますので、受付にご相談ください。

■その他 保険外費用(自費)について (以下の表記はすべて税込表示とする)

- ・ WAIS-IV知能検査: 29,700 円
- ・ カルテ開示手数料: 13,200 円
- ・ 保険会社等面談料(15分): 11,000 円
- ・ 保険会社等面談料(30分): 22,000 円
- ・ セカンドオピニオン外来(30分未満): 22,000 円
- ・ セカンドオピニオン外来(30分以上 45分未満): 33,000 円
- ・ セカンドオピニオン外来(45分以上 60分未満): 44,000 円
- ・ コピー代 A4 1枚当たり(両面刷り不可): 50 円
- ・ 郵送料 レターパックライト: 430 円
- ・ 郵送料 レターパックプラス: 600 円
- ・ 情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)「情報等通信料」: 貝谷理事長 4,500 円
- ・ 情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)「情報等通信料」: 南医師 3,500 円

■後発医薬品がある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

令和 8 年 10 月 1 日より厚生労働省の制度改正に伴い、後発医薬品(ジェネリック医薬品)が

ある先発医薬品(長期収載品)を患者さんのご希望で使用される場合に「選定療養」として別途費用を負担いただくこととなります。

1. 対象となる医薬品

- 後発医薬品の発売から5年経過している先発医薬品
- 後発医薬品への置き換え率が80%以上となっている先発医薬品

2. ご負担いただく金額について

- 先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当(およびそれにかかる消費税)を、通常の窓口負担金(保険診療分)とは別にお支払いいただきます。

3. 選定療養の対象外となる場合 以下の場合、従来どおり保険診療(通常の窓口負担のみ)となります。

- 医師が、医療上の必要性があると判断して先発医薬品を処方した場合。
- 後発医薬品の在庫状況等により、提供が困難な場合。

当院では、医療費負担の軽減および医薬品の安定供給のため、後発医薬品の使用を推進しております。本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。